

■入居を希望される方へ

最新の募集案内

平成30年度 第3回募集のご案内

募集期間は、平成31年1月7日(月)～1月21日(月)までとなっております。

■申込書配布期間

平成31年1月7日(月)～1月21日(月)

■配布場所・時間

○市営住宅募集・管理センター(市役所第二庁舎5階)

平日 8時45分～17時15分

○庄内出張所(庄内幸町)、新千里出張所(新千里東町)

平日 9時～17時15分

○庄内公民館(三和町)

9時～21時

○とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(エトレ豊中5階)

9時～21時30分(水曜日休館日)

募集住戸・申込資格等は次ページ及び上記へ配布する申込書をご参照ください。

募集住宅一覧表

申込資格	住宅名
単身者向	二葉第2
単身者向 (シルバーハウジング)	三国
車いす常用障害者向 (単身者向)	向丘
車いす常用障害者向 (2人以上世帯向)	熊野・二葉第2
2人以上世帯向	西谷・刀根山・新千里南 熊野南・新千里南第2・北条西 宮山・上津島・螢池北
単身者向 (特別あき家)	三国・野田第2
単身者向 (シルバーハウジング、特別あき家)	三国

- 申込区分内の形式・面積・階層・家賃を指定しての申込みはできません。当選後も入居住戸の選択はできません。
- 「構造・竣工年度」の欄において「高○」は、高層住宅○階建て、「中○」は中層住宅○階建て、を表しています。高層住宅にはエレベーターが設置されていますが、中層住宅には原則としてエレベーターは設置されていません。
- 3カ所給湯設備のない住戸は、台所の瞬間湯沸かし器設置は入居者負担となります。浴室には、市が浴槽・風呂釜を設置していますが、洗面所でお湯の使用はできません。
- シルバーハウジング及び車いす常用障害者向けの住宅は、高齢者・障害者向けの設計で建設された住宅ですので、入居後に利用しにくい場合でも入居者に合わせた設備の改善はできません。また、高齢者・障害者向けに対応した設備改善は行っていません。
- 家賃は、「月収額の計算のしかた」に基づいて算定された月収額を「募集住宅一覧表」内の計算後の月収額別の予定家賃欄にあてはめてご確認ください。
- 敷金の額は、入居の際の家賃の3ヵ月分です。
- 家賃の額は、入居者の収入や住宅の便益等により毎年度変動します。
- 家賃とは別に共益費を自治会に支払っていただきます。金額は住宅により異なります。
- 一部の住宅は共益費を指定管理者が徴収します。
- 豊中市は、指定管理者に市営住宅の管理を委任しています。

募集住宅一覧表

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。) <年齢は、募集期間末日現在>	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:m ²)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 114,000	裁量世帯 ~ 139,000			小学校	中学校		
<p>単身者向 次の①~⑩のいずれかに該当する方。</p> <p>①60歳以上の方</p> <p>②身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方)</p> <p>③精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から3級までの方、または同程度の障害を有すると認められる方)</p> <p>④知的障害者(療育手帳の交付を受けている方または、同程度の障害を有すると判定された方)</p> <p>⑤DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方)</p> <p>⑥戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けている方でその障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方)</p> <p>⑦原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方)</p> <p>⑧生活保護を受けている方</p> <p>⑨海外からの引揚者(引揚後5年以内の方)</p> <p>⑩ハンセン病療養所に入所していた方(らい予防法が廃止されるまでに入所していた方)</p> <p>◎単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。</p>	101	1	二葉第2	高8 H8	4	有	1DK	36.5	有	16,200 ~ 18,700	~ 21,400	二葉町 1丁目14番	神崎川駅 徒歩15分	庄内西	第七	9.0倍	あり

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。) <年齢は、募集期間末日現在>	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:m ²)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 158,000	裁量世帯 ~ 214,000			小学校	中学校		
<p>単身者向(シルバーハウジング) [60歳以上の方]</p> <p>※緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。 ※シルバーハウジングの詳細は6ページをご覧ください。</p> <p>◎単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。</p>	601	3	三国	高15 H8	3 ・ 4	有	1DK	33.0 ・ 36.3	有	14,600 ~ 24,000	~ 31,600	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第六	18.7倍	あり

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:m ²)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 158,000	裁量世帯 ~ 214,000			小学校	中学校		
										車いす常用障害者向 (単身者向) 次の①・②のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方のいる世帯 ①身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方) ②戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けている方でその障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方) ※緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。詳細は6ページをご覧ください。 ※この住宅は、一般の住宅に比べて構造が大きく異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。 ◎単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。	901			1	向丘		

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:m ²)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 158,000	裁量世帯 ~ 214,000			小学校	中学校		
										車いす常用障害者向 (2人以上世帯向) 次の①・②のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方のいる世帯 ①身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方) ②戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けている方でその障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方) ※この住宅は、一般の住宅に比べて構造が大きく異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。	911			1	熊野		
912	1	二葉第2	高8 H8	1	有	2LDK	65.7	有	29,100 ~ 33,600	~ 38,500	二葉町 1丁目14番	神崎川駅 徒歩15分	庄内西	第七	/	あり	

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学区区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 158,000	裁量世帯 ~ 214,000			小学校	中学校		
2人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。	201	2	西谷 (2階)	中5 S45 ・ 中5 S46	2	無	2DK	38.6	有	10,200 ~ 15,500	~ 20,400	東豊中町 5丁目 7番、8番	東豊中 小学校前 バス停 徒歩8分	東豊中	第十五	2.0倍	なし 口瞬間湯沸かし器 は入居者負担で設 置となります ※浴槽と風呂釜は 設置しているため、 瞬間湯沸かし器を 設置されなくても入 浴はできます。
	202	3	西谷 (3階)	中4 S40 ・ 中5 S45	3	無	2DK	37.2 ・ 38.6	有	8,900 ~ 15,200	~ 20,100	東豊中町 5丁目 7番、20番	東豊中 小学校前 バス停 徒歩8分	東豊中	第十五	応募 なし	
	203	2	西谷 (4階)	中5 S45	4	無	2DK	34.8 ・ 38.6	有	9,200 ~ 15,200	~ 20,100	東豊中町 5丁目 6番、7番	東豊中 小学校前 バス停 徒歩8分	東豊中	第十五	応募 なし	
	204	1	西谷 (5階)	中5 S46	5	無	2DK	38.6	有	10,400 ~ 15,500	~ 20,400	東豊中町 5丁目8番	東豊中 小学校前 バス停 徒歩8分	東豊中	第十五	応募 なし	
	205	1	刀根山 (1階)	中5 S43	1	無	3DK	54.4	有	16,000 ~ 23,900	~ 31,500	刀根山 5丁目3番	蜷池駅 徒歩8分	刀根山	第十三		
	206	1	刀根山 (4階)	中5 S44	4	無	3DK	54.9	有	16,600 ~ 24,800	~ 32,700	刀根山 5丁目3番	蜷池駅 徒歩8分	刀根山	第十三	9.0倍	
	207	1	新千里南 (2階/2DK)	中5 S46	2	無	2DK	37.3	有	10,000 ~ 15,000	~ 19,700	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第十五	応募 なし	
	208	1	新千里南 (2階/3DK)	中5 S48	2	無	3DK	48.8	有	13,600 ~ 20,300	~ 23,800	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第十五		
	209	2	新千里南 (3階)	中5 S48	3	無	3K ・ 3DK	42.9 ・ 48.8	有	12,000 ~ 20,300	~ 23,800	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第十五	0.3倍	
	210	2	新千里南 (4階)	中5 S46	4	無	2DK	37.3	有	10,000 ~ 15,000	~ 19,700	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第十五		
	211	2	新千里南 (5階)	中5 S48	5	無	3K ・ 3DK	42.9 ・ 48.8	有	12,000 ~ 20,300	~ 23,800	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第十五	0.3倍	

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 158,000	裁量世帯 ~ 214,000			小学校	中学校		
										212	1			熊野南 (5階)	中5 S47		
213	1	新千里南 第2 (3階)	中5 S49	3	無	3DK	46.6	有	13,200 ~ 19,700	~ 26,000	新千里南町 2丁目4番	桃山台駅 徒歩10分	南丘	第九			
214	3	新千里南 第2 (4階)	中5 S49	4	無	3DK	43.3 ・ 46.6	有	12,300 ~ 19,700	~ 26,000	新千里南町 2丁目4番	桃山台駅 徒歩10分	南丘	第九	0.8倍		
215	2	新千里南 第2 (5階)	中5 S49	5	無	3DK	43.3 ・ 48.2	有	12,300 ~ 20,400	~ 26,900	新千里南町 2丁目4番	桃山台駅 徒歩10分	南丘	第九	0.6倍		
216	1	北条西 (2階)	中3 S58	2	無	3DK	59.4	有	19,500 ~ 29,100	~ 38,400	北条町 1丁目12番	北条町二丁目 バス停 徒歩2分	北条	第十六	2.5倍		
217	1	宮山 (3階)	中3 S61	3	無	3DK	59.8	有	20,600 ~ 30,600	~ 40,400	宮山町 4丁目8番	宮山バス停 徒歩4分	榎井谷	第二	3.0倍		
218	1	上津島	高7 H1	4	有	3DK	56.7	有	21,600 ~ 32,200	~ 42,500	上津島 1丁目12番	今在家町 バス停 徒歩1分	豊島西	第一	2.0倍		

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学区		直近1年間 応募倍率	3ヵ所給湯 (台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ~ 114,000	裁量世帯 ~ 139,000			小学校	中学校		
										301	1			壘池北	中4 S55		

申込資格 (3~4ページの申込資格に加えて、以下の資格が必要です。) <年齢は、募集期間末日現在>	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:m ²)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学区		直近1年間応募倍率	3ヵ所給湯(台所・風呂・洗面)			
										一般世帯 月収額 0 ~ 158,000	裁量世帯 ~ 214,000			小学校	中学校					
(特別あき家) 単身者向 次の①~⑩のいずれかに該当する方。 ①60歳以上の方 ②身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方) ③精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から3級までの方、または同程度の障害を有すると認められる方) ④知的障害者(療育手帳の交付を受けている方または、同程度の障害を有すると判定された方) ⑤DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方)	T01	1	三国	高15 H8	9	有	1DK	33.0	有	14,600 ~ 21,800	~ 28,700	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第六	あり				
⑥戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けている方でその障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方) ⑦原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方) ⑧生活保護を受けている方 ⑨海外からの引揚者(引揚後5年以内の方) ⑩ハンセン病療養所に入所していた方(らい予防法が廃止されるまでに入所していた方) ◎単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供することがあります。 ※特別あき家とは、孤独死や人身事故等によりあき家となった住宅です。 ※また、入居後は、いかなることがあっても、特別あき家であることを理由にほかの住宅へのあっせんを受けることができません。	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:m ²)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円) 一般世帯 月収額 0 ~ 114,000	裁量世帯 ~ 139,000	所在地	交通機関	小学校	中学校			直近1年間応募倍率	あり	
◎この区分の住宅は、基準月収額が異なりますのでご注意ください。	T02	1	野田第2	高12 H16	10	有	1DK	39.6	有	18,300 ~ 21,100	~ 24,100	野田町 17番	庄内駅 徒歩10分	野田	第十					
(特別あき家) 単身者向(シルバーハウジング) [60歳以上の方] ※緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。 ※シルバーハウジングの詳細は6ページをご覧ください。 ◎単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供することがあります。 ※特別あき家とは、孤独死や人身事故等によりあき家となった住宅です。 ※また、入居後は、いかなることがあっても、特別あき家であることを理由にほかの住宅へのあっせんを受けることができません。	T03	1	三国	高15 H8	8	有	1DK	33.0	有	14,600 ~ 21,800	~ 28,700	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第六			あり		

申込案内書より抜粋

1. 申込資格

次の①～⑧すべての条件を満たす必要があります。

①世帯構成が次の条件を満たす方

- ▲ 2人以上の世帯で申込む場合は、同居または同居しようとする親族があること。
 - 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
 - 婚約者との申込みは、入居時までには婚姻し、婚姻届受理証明書を提出できる方。
 - 内縁関係の方は、現在同居しており、住民票で「夫(未届)」・「妻(未届)」などその事実が確認でき、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが証明できる方。
 - 募集期間末日において、妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。
- ▲ 単身者向け住宅を申込む場合について
 - 家族を不自然に分割して申込むことはできません。
 - 単身入居に関する申立書を提出していただきます。なお、申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供いたします。
- ▲ 配偶者と離婚していない場合の申込み
 - ① 離婚していない場合
戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が別居のための住宅確保を目的に申込みをすることは、不自然な世帯の分離となりますので認められません。
 - ② 離婚はしていないが、長期間別居している場合
戸籍上離婚はしていないが、長期間別居している夫(妻)と子が申込みをした場合、募集期間の末日において、戸籍の附票などで1年以上別居の事実が確認できれば申込みできます。
 - ③ 離婚協議中の場合
離婚の協議中(調停中、裁判中を含む)の場合、申込みはできますが、市の指定する入居資格審査時に戸籍謄本で離婚が成立していることを確認できることが条件となります。なお、入居資格審査時に確認できない場合は失格となります。

②収入基準に合う方(入居予定者全員の収入が対象です)

- 市営住宅は、法令等により、入居収入基準が定められています。
- 「月収額の計算のしかた」(11ページ～)を参照して、あなたが収入基準に合っているかどうかを確かめてください。

③申込者本人が豊中市内に住所を有しているか、勤務をしている(することが確実な)方

- 住所を有しているとは、住民登録があり、現にその住所で生活をしていること。
- 勤務をしている(することが確実)とは、在職証明等でその事実が証明できること。

④過去において

- 過去に市営住宅または市営借上住宅に入居していた方は、不正な使用をしたことがないこと(無断退去・滞納など)。

⑤家賃を支払うことができる方

- ▲ 給与所得、年金所得(老齢・障害・福祉年金等)、その他所得及び生活保護扶助費などの収入のある方。
 - 市営住宅に入居しようとする世帯のうち、どなたにも上記の収入がない場合(収入が雇用保険金、休業補償、傷病手当、児童扶養手当、仕送りのみの方など)は、原則として申込みできません。
 - 特別児童扶養手当を受給している世帯は、他に収入がなくても申込みできます。
 - 単身で申込む方に限り、収入が仕送りのみの場合でも申込みできます。(後日、仕送りを受けていることを証明できる書類等を提出していただきます。)

⑥現在、住宅の確保に困っておられる方

○持ち家がある方は原則として申込みできません。（同居しようとする親族の方に持ち家がある場合も含まれます。）ただし、家屋の処分等を予定している場合は申込みできます。その際、市営住宅の入居予定者以外に所有権を移転し、移転したことがわかる所有権移転登記簿謄本等を市の指定する入居資格審査時に提出していただく必要があります。なお、入居資格審査時に提出できない場合は失格となります。

⑦申込者本人または同居しようとする方が暴力団員でないこと

○市営住宅では入居者等の安全と平穩を確保するため、申込者や同居者が暴力団員である場合には申込みおよび入居を認めません。暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。当選者には、申込者本人及び同居しようとする方が暴力団員でないことを誓約していただきます。なお、暴力団員であるか否かを確認するため、大阪府豊中警察署長または大阪府豊中南警察署長に意見を聴く場合があります。

⑧その他の条件

○住宅によっては、上記①～⑦の申込資格に加えて別途申込資格が必要な場合があります。詳しくは、「募集住宅一覧表」（23ページ～）をお読みください。

※申込みの無効・失格について

○次の場合は申込みを無効とします。受付後、当選しても失格となりますのでご注意ください。

1. 申込書その他の提出書類に虚偽・不正の記載があったとき。
2. 申込区分などの必要事項が記載されていないとき、または不十分なとき。
3. 入居申込資格がないとき。
4. 重複申込みをしたとき。

〔例〕・1枚の申込書に2つ以上の申込区分を記載したとき。

- ・1世帯（婚約者との申込みの場合も1世帯とする。）で2通以上申込みをしたとき。
- ・申込者本人または同居しようとする者の氏名が申込書2通以上にわたって記載されているとき。

5. 所定の申込用紙以外の用紙で申込みをしたとき。
6. 友人等の寄合世帯や現在の家族を不自然に分割・合併して申込みをしたとき。

〔例〕・夫婦どちらか一方のみによる申込み。

- ・今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合。
- ・祖父母と扶養関係にない孫との申込み。
- ・兄弟姉妹での申込み（両親死亡などの場合を除く）。
- ・おじ、おい、いとこ等との申込みなど。

7. 未成年で未婚の方を申込者としたとき。
8. 申込者本人または同居しようとする者が暴力団員であることが判明したとき。
9. 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。

〔例〕・申込み後、申込者や同居者の変更があった場合、及び婚約者が変わったとき。ただし、出生や死亡の場合は再審査を行います。

- ・2人以上世帯向け住宅において申込者本人または同居者が単身となったとき。

10. 市の指定期日までに審査手続き、入居手続き、敷金・家賃の納付等ができなかったとき。
11. その他、この案内書に記載してある募集要領に違反したとき。

2. 入居される場合の注意事項

①家賃について

- 入居される月の家賃は、指定期日までにお支払いいただきます。以降の家賃は当月分を当月末日までにお支払いください。また、家賃の額は、入居者の収入や住宅の便益等に応じて毎年度変動します。そのため、入居後は毎年入居者全員の収入の報告が必要となります。

②敷金・連帯保証人

- 敷金は、入居時の家賃の3ヵ月分を指定期日までにお支払いいただきます。
- 入居に際しては、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ入居者と同程度以上の収入がある方で、豊中市内に住所を有しているか勤務する方、または入居者の親族であること。

③共益費

- 共用灯、共用水栓、エレベーターなどにかかる光熱水費や、共用廊下、屋外の清掃費など、共用部分にかかる維持管理経費を、家賃とは別に、共益費として負担していただきます。
- 共益費は、各住宅の入居者で組織する自治会等に支払っていただきます。ただし、一部の住宅は、指定管理者に支払っていただきます。
- 共益費の額は住宅により異なります。（月額4,500円程度）

④収入超過者などの家賃、市営住宅明渡し義務など

- 入居から3年以上経過した方で、一定の基準を超える収入がある場合は、収入超過者または高額所得者の認定を行います。
- 収入超過者は近傍同種の住宅の家賃以下で豊中市が定める家賃、高額所得者は近傍同種の住宅の家賃となります。
- 高額所得者の認定を受けた場合は、住宅を明け渡していただきます。

⑤駐車場

- 有料駐車場は設置されていますが、住宅によっては空きがない場合があります。空きがない場合は、ご自分で住宅外の駐車場を確保してください。（市は、住宅外の駐車場のあっせんはしません。）
- 駐車場の使用者資格や自動車規格の制限がありますので、自動車を購入する前に必ず確認してください。
- 駐車場使用料は、月額10,000円です。
- 住宅敷地内に無断で自動車を駐車しないでください。（来客用の駐車スペースはありません。）

⑥動物の飼育禁止

- 市営住宅は、集合住宅であることから、動物の飼育には適していません。犬や猫などの動物を住宅内で飼うことは、近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因になりますので、犬や猫などの動物を飼わないでください。

⑦瞬間湯沸かし器の設置

- 3ヵ所給湯設備のない住宅は、瞬間湯沸かし器の設置は入居者の負担となります。
- 3ヵ所給湯設備のない住宅であっても、浴槽と風呂釜は設置されているので、お風呂はお使いいただけます。

⑧自治会

- 各市営住宅に組織されている自治会等に全員入会し、自治会活動をしていただきます。
- 自治会費等の負担が必要です。

⑨シルバーハウジングについて

【シルバーハウジング対象住宅】「601:三国」「T03:三国」

【車いす常用障害者対象住宅】「901:向丘」

シルバーハウジングとは、生活援助員による安否確認や緊急時の対応等を受けることで、入居者が安心して生活することができるように配慮された公営住宅です。一部の車いす常用障害者向け住宅でも同様のサービスを受けることができます。

この住宅には、生活援助員の派遣によるサービスの提供とともに、住宅内に緊急通報装置などが設置されています。

入居に際しては、生活援助員による安否確認や緊急時の対応等のサービス提供、および合鍵を生活援助員が預かることについて承諾が必要となります。

※ 住宅に設置されている設備や住宅の仕様については、入居者に合わせた模様替え（改築）はできません。

生活援助員等によるサービスの提供

▲次のようなサービスを提供します。

○住宅内に派遣された生活援助員が次のようなサービスを提供します。

△安否の確認…一日一度、さらに必要に応じて声かけ等により入居者の安否確認を行います。

△生活相談…生活全般にわたる相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

△生活関連情報の提供…行政サービスや地域活動などの情報をお知らせします。

○緊急時に、緊急通報装置のボタンを押すことにより、生活援助員が受信し、応急対応や関係機関への連絡などを行います。生活援助員の不在時は、警備会社が受信し関係機関へ連絡します。

・この住宅は介護付住宅ではありません。生活援助員は、家事・介護のためのホームヘルプサービスは行いません。

・生活援助員の不在時の応急対応は電話によって行うこととなりますので、電話の契約をお願いします。携帯電話でも構いません。(基本料金等電話の利用にかかる費用は入居者負担です。)

・緊急時の対応を円滑に行うため、入居時に合鍵を生活援助員室に預けていただきます。

▲生活援助員派遣費用の負担について

この住宅の入居者は生活援助員派遣費用として、その利用の有無にかかわらず、下記のとおり費用負担をしていただきます。家賃とは別に、豊中市高齢者支援課が徴収します。
(車いす常用障害者向け住宅は豊中市障害福祉課が徴収します。)

生活援助員派遣費用負担額

	利用者世帯の階層区分	負担額/月
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額 9,600円以下の世帯	0円
D	生計中心者の前年所得税年額 9,601円以上 32,400円以下の世帯	0円
E	生計中心者の前年所得税年額 32,401円以上 42,000円以下の世帯	950円
F1	生計中心者の前年所得税年額 42,001円以上 80,000円以下の世帯	1,200円
F2	生計中心者の前年所得税年額 80,001円以上 140,000円以下の世帯	2,400円
F3	生計中心者の前年所得税年額 140,001円以上 200,000円以下の世帯	3,600円
F4	生計中心者の前年所得税年額 200,001円以上の世帯	4,900円

3. 申込みから入居まで

①申込み

申込期間：平成31年1月7日(月)から平成31年1月21日(月)

- 平成31年1月21日付までの消印があり、平成31年1月22日までに必着のこと。
- 申込期間内に投函された申込書が、郵便事故のため返送された方は、郵便局の消印のついた封筒(ふせん可)を添えて平成31年1月24日までに指定管理者に直接お持ちください。
- 申込書に必要事項を記入のうえ、案内書の同封されている封筒に入れて郵送してください。
- 申込後、区分の変更および申込辞退はできませんので、投函する前によく確認してください。

②抽選番号の通知

- 申込書の受付後、申込者あてに「抽選番号通知ハガキ」を郵送します。
- 「抽選番号通知ハガキ」が平成31年2月5日までに郵送されてこなかった場合は、指定管理者にご連絡ください。

③公開抽選

抽選日：平成31年2月7日(木) 午前10時から(約1時間の予定)

場所：豊中市役所第二庁舎 3階 南会議室
豊中市中桜塚3丁目1番1号

公開抽選会場案内図



公共の交通機関をご利用ください。

- 申込み状況によっては相当の時間を要する場合がありますので、抽選会に参加される方は予めご了承ください。
- 抽選会への参加の有無は、当落には影響ありません。

④当選者の決定について

- 申込者が募集戸数を上回ったときは、抽選にて当選者を決定します。
- 申込区分ごとに、1名補欠者を抽選により決定します。
- 補欠者は、当選者が失格もしくは辞退した場合のみ繰り上がりますが、当選者が入居を完了したときに補欠者の資格は失効します。

⑤抽選結果の通知

- 平成31年2月14日までに抽選結果の通知ハガキを郵送します。
- 申込書記載の住所等に変更があったときは、必ず指定管理者までご連絡ください。申込者から連絡がなく、抽選結果通知が住所変更等により郵便局から返送されたときは、当選しても入居を辞退したものととして取扱います。
- 抽選結果は、当落を問わず、申込者全員にハガキにて通知しますので、電話による問合せにはお答えできません。
- 抽選結果は、公開抽選会当日の午後1時から市営住宅募集・管理センター（市役所第二庁舎5階）に掲示するとともに、抽選会終了後、当日中に豊中市ホームページ（トップページ>>暮らし・手続き>住まい>住まいをお探しの皆様へ）、豊中市営住宅募集・管理センターホームページに掲載する予定です。

⑥入居資格審査

- 当選者には、資格審査の手続きについて別途通知し、指定日に入居資格審査を受けていただきます。
- 資格審査は、住宅の補修完了予定にあわせて行いますので、抽選後すぐに入居資格審査の案内が届く場合があります。
- 予め入居承認日（入居可能となる日）が設定されていますので、当選者の都合により日程変更することができない場合があります。
- 資格審査には、申込みいただいた内容を確認するための証明書類等の提出が必要となります。
- 審査の結果、資格要件の不備、虚偽の申込等が判明した場合は失格となる場合があります。

⑦入居住戸の決定

- 募集戸数が複数ある住宅の場合、当選順位及び世帯構成（高齢者や障害者の有無等）を考慮し、市が入居住戸を指定しますので、入居住戸の選択はできません。

⑧連帯保証人関係書類提出

- 入居資格審査に合格された方は、市営住宅使用証書を提出していただくことになります。
- 入居に際して、連帯保証人が1名必要となります。

⑨入居説明会

- 住宅入居後の注意事項や、使用についての説明及び鍵渡しを行います。
- 入居説明会までに敷金及び家賃等をお支払いいただきます。
- 申込みされた区分のうち、どの形式、面積、階層、家賃の住戸でも入居していただけることが必要です。
- 入居のときに、申込書に記載した方全員が同時に入居することが必要です。申込み後、同居親族に変更があった場合は、入居できません。また、婚約者が変わった場合や、2人以上の世帯向け住宅において入居者が単身となった場合も入居できません。ただし、出生・死亡があった場合は再審査を行います。
- 市が指定した日より14日以内に入居できないときは入居決定を取り消す場合があります。
- 住宅内部を鍵渡し日（入居説明会当日）以前にご覧になることはできません。

[申込みから入居までの流れ]

申込み受付
平成31年1月7日（月）
～平成31年1月21日（月）

- 申込書に必要事項を記入のうえ、案内書に同封されている封筒に入れて郵送してください。
- 平成31年1月21日までの郵便局の消印のあるものが有効です。

↓
抽選番号の通知
平成31年2月1日（金）頃

- 抽選番号通知ハガキを郵送し、抽選番号を通知します。

↓
公開抽選
平成31年2月7日（木）
午前10時～

- 当日、会場に来られた方の中から代表者を選び、抽選器を回していただき、玉の番号を確認していただきます。

↓
抽選結果の通知
平成31年2月13日（水）～
平成31年2月14日（木）頃

- 抽選結果の通知ハガキを郵送します。
- 抽選結果は市営住宅募集・管理センターに掲示します。

↓
入居資格審査（書類審査）

- 当選者に資格審査の手続きについて別途通知し、指定日に入居資格審査を受けていただきます。
- 予め入居承認日（入居可能となる日）が設定されていますので、当選者の都合で日程変更することはできない場合があります。

↓
使用証書の提出
（連帯保証人の選定）

- 入居資格審査に合格された方は市営住宅使用証書を提出していただきます。この際連帯保証人を1人つけていただくこととなります。

↓
入居説明会、鍵渡し
平成31年3月下旬 予定

- 入居資格審査及び使用証書の提出が終了された方に入居説明会の案内を送付します。
- 入居説明会までに家賃、敷金（家賃3ヵ月分）の納付が必要です。
- 市営住宅入居に関しての注意事項等の説明を行います。

7. よくある質問とその回答例

問1：豊中市営住宅に申込みしましたが、府営住宅など他の住宅に申込みはできますか？

答1：それぞれの資格要件を満たしていれば、申込みできます。両方当選された場合はどちらか一方を辞退してください。

問2：駐車場はありますか？

答2：各住宅に駐車場は設置されていますが、全戸数分の駐車場はありません。満車の場合は空きがでるまで待っていただくか、ご自分で住宅外に保管場所を確保していただく必要があります。

問3：抽選の結果はどうすればわかりますか？

答3：抽選結果は当落に関わらず全員にハガキにてお知らせします。また、抽選会終了後、公開抽選会当日中、市営住宅募集・管理センター（市役所第二庁舎5階）に掲示するとともに、豊中市ホームページ（トップページ）>くらし・手続き>住まい>住まいをお探しの皆様へ）、豊中市営住宅募集・管理センターホームページにも掲載予定です。

※電話での当落に関する問い合わせにはお答えできません。

問4：家賃はどのくらいですか。

答4：家賃は入居される家族全員の収入（計算後の月収額）によって計算されます。また入居される住宅の築年数や、広さなどによっても家賃は異なります。

募集住宅一覧表に計算後の月収額別の予定家賃を記載しておりますので参考にしてください。

また、家賃の他に共益費や自治会費が必要となります。

問5：婚約者がいます。結婚する予定で申込みはできますか？

答5：婚約者との申込みの方は、入居されるまでに婚姻している必要があります。（婚姻届受理証明書などで確認します。）申込書の続柄欄に「婚約者」と記入してください。

なお、婚約者が変わった場合は入居できません。

問6：持ち家（分譲マンション、戸建て等）がありますが申込みはできますか？

答6：自己の所有に係る居宅がある方は、原則として申込みできません。これは、申込者のみでなく同居しようとする親族の方に持ち家がある場合も申込みできません。ただし、家屋の所有権を市営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分を予定している場合は、申込みできます。

※資格審査時に所有権移転登記済謄本等を提出できない場合は失格となります。

問7：現在の持ち家が共有名義になっていますが申込みはできますか？

答7：共有名義の場合は、市営住宅に入居しようとする方のうち、合計の持分が1/2以下であれば申込みできます。これは申込者の持分のみでなく、同居しようとする親族も含んだ合計の持分です。

問8：婚姻届は出していないのですが内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みはできますか？

答8：住民票で「夫（未届）または妻（未届）」となっており、戸籍謄本でもその事実が確認できる場合は申込みできます。申込書の続柄欄に「夫（未届）または妻（未届）」と記入してください。

※現在同居していない場合は内縁関係とはいえませんので申込みできません。

問9：未成年者は申込みできますか？

答9：申込みできません。ただし、婚姻している場合は成人と見なされますので、申込みできます。

※事実婚（内縁関係）ではなく、正式に入籍していることが必要です。

婚姻予定での申込みの方は、入居されるまでに婚姻している必要があります。

（婚姻届受理証明書などで確認します。）

問10：夫からDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けています。母子世帯として申込みはできますか？

答10：この場合は、配偶者と同居中・別居中に関わらず申込みできます。申込書の(4)住宅に困っている理由欄「サ. その他」及び、エ. 20歳未満の児童を扶養している母子・父子世帯欄「6. その他」に○印をつけ、()内に「DVにより」とお書きください。ただし、入居資格審査時にDVと確認できる書類等を提出いただく必要があります。

この場合、母子世帯に準じる状況にある世帯となりますので、母子世帯の要件である20歳未満の児童のみを扶養していることが必要です。なお、20歳未満の児童でも年収が103万円以上あれば扶養していることにはなりません。

問11：夫からDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けています。単身者として申込みはできますか？

答11：①婦人相談所または婦人保護施設における保護を受けてから5年以内の被害者。

②配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の被害者。

上記①または②に該当する方は申込みできます。申込書の(4)住宅に困っている理由欄「サ. その他」に○印を付け、()内に「DVにより」とお書きください。

ただし、入居資格審査時に婦人相談所や裁判所などで上記の①または②に該当する者であることの証明を取得し、それを提出いただく必要があります。

*生活の本拠を共にする（結婚生活に類する共同生活を営んでいる）交際をしている相手から暴力を受けている方を含みます。

問12：夫と別居しています。母子世帯として申込みたいのですが、申込みはできますか？

答12：1年以上別居されている場合は、申込みできます。申込書の(4)住宅に困っている理由欄「サ. その他」及び、エ. 20歳未満の児童を扶養している母子・父子世帯欄「4. 配偶者から1年以上遺棄されている」に○印を付け()内に「配偶者とは1年以上別居中」とお書きください。ただし、公的な証明書（戸籍の附票など）により、1年以上別居しており、かつ夫の扶養に入っていないことが確認できる必要があります。1年以上の基準日は、申込期間の末日です。

※母子世帯の要件である、20歳未満の児童のみを扶養していることが必要です。なお、20歳未満の児童でも年収が103万円以上あれば扶養していることにはなりません。

問13：未婚の母子世帯ですが、申込みはできますか？

答13：申込みできます。申込書の(4)住宅に困っている理由欄「サ. その他」及び、エ. 20歳未満の児童を扶養している母子・父子世帯欄「6. その他」に○印を付け()内に「未婚の母子世帯」とお書きください。ただし、戸籍謄本により、その事実が確認できる必要があります。

※母子世帯の要件である、20歳未満の児童のみを扶養していることが必要です。なお、20歳未満の児童で年収が103万円以上あれば扶養していることにはなりません。

問14：未成年の未婚の母子世帯ですが、申込みはできますか？

答14：未成年の方は原則として申込みできません。

ただし、未成年の未婚の母子世帯で以下の要件を全て満たしていれば、申込みできます。

①独立して生計を営み、家賃の支払い能力があること。（生活保護受給者を含む）

②親権者に扶養（支援）されていないこと。

③法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意があること。

④扶養している20歳未満の児童の年収が103万円未満であること。

※同意書は、後日の入居資格審査時に提出していただきます。

問15：遠隔地扶養をしています。控除してもよいですか？

答15：遠隔地扶養は所得税法上認められていれば控除できます。（単に仕送りをしているというだけでは該当しませんのでご注意ください。）資格審査の際に課税証明書や源泉徴収票などで確認をします。

問 16 : 配偶者との離婚を考えていますが、申込みはできますか？

答 16 : ①離婚していない場合

戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が別居のため住宅の確保を目的としての入居申込みをすることは、世帯の分離となりますので申込みできません。

②離婚はしていないが、長期間別居している場合。

戸籍上は離婚していないが長期間別居している夫(妻)と子が入居申込みをした場合、戸籍の附票などで1年以上別居の事実が確認できれば申込みできます。

1年以上の基準日は、申込期間の末日です。

③離婚協議中の場合

離婚の協議中(調停中、裁判中を含む)での申込みはできますが、入居資格審査時には戸籍謄本で離婚の成立していることを確認できることが条件となります。申込書の(4)住宅に困っている理由欄「サ. その他」に○印を付け()内に「配偶者とは離婚予定」とお書きください。

問 17 : 申込み後、同居親族は変更できますか？

答 17 : 申込み後(募集期間以降)の同居親族の変更はできません。ただし、次の①、②の場合は再審査をします。

①申込者または同居しようとする者が死亡したとき

同居予定者の中に申込者となる資格がある方がいる場合は、その方を申込者として変更できます。(未成年者のみが残るなどの場合は入居できません。)

②申込後に出生した場合

変更できます。

* 申込者または同居しようとする者が死亡し、単身者となった場合

2人以上世帯で申込みされた方が単身者となった場合は、入居できません。

問 18 : 遺族年金は所得に含まれるのですか？

答 18 : 遺族年金は法令により非課税所得とされていますので所得に含まれませんが、申込書の所得の種別と年間総収入金額の欄には必ずご記入ください。

その他非課税所得には、障害年金・増加恩給・傷病手当金・労災保険・雇用保険などがあります。

問 19 : 現在無職ですが、入居するまでには働きたいと考えています。職業欄には何と書けば良いですか？

答 19 : ①新しい勤め先が内定しているなど、勤務することが確実な方については、申込書の職業・勤務先または学年欄に「就職予定」と記入のうえ、勤務予定年月を記入して下さい。

・給与所得の方は、所得の種別欄「給与」に○印を付け、年間総収入記入欄には雇用条件に基づき支給が予定されている1ヵ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額を記入して下さい。

・事業所得の方は、所得の種別欄「事業・その他」に○を付け、年間所得記入欄に予想される1ヵ月分の所得額を12倍した年間の推定所得金額を記入して下さい。

※給与所得・事業所得とも申込書の勤務先欄に名称、勤務先の所在地、勤務先電話番号欄は記入して下さい。

②現在求職中の方は、申込書の職業・勤務先または学年欄職業欄に「求職中」と記入して下さい。

ただし、資格審査時までには就職し、かつ1ヵ月分の収入実績にもとづいて再審査を受け、収入が収入基準に合っていることが必要です。

問 20 : 現在妊娠中ですが、所得計算の控除を受けることができますか？

答 20 : 募集期間末日において出生していなければ収入計算上の控除などの人数には含まれません。